

「（仮称）和泉市商工振興・来訪促進プラン」策定業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本市では、平成11年策定の「和泉市商工業振興ビジョン」により、商工業施策を推進するための方向性を示しており、その後、平成28年策定の「和泉市観光振興戦略プラン」そして後継の令和2年策定の「和泉市観光アクションプラン」と、観光に特化した内容のプランを策定し来訪（客）者数の増加を図ってきた。上位計画である「第5次和泉市総合計画」のまちづくり目標「まちの個性を伸ばし、新たな魅力と賑わいが創出されるまち」や「和泉市創発プラン」の「いきいき過ごし、活気あふれるまちづくりの推進」を実現するために、商工業の活性化を図るとともに、来訪促進においては既存の主要来訪施設のみならず、新たな主要来訪施設となり得る施設や市内商業事業者との連携が不可欠となっている。

このことから、既存の商工振興に加え、新たな業種の創業策や企業誘致、事業者への伴走支援、ふるさと納税の活用などの施策検討をするとともに、本市への来訪促進をはじめ、来訪者が市内を周遊することで市内店舗（商店街を含む。）へ誘客、消費拡大を促すことによる市内商業の活性化を図るため、具体性、実現性の高い取り組みについて基本方針を定める必要がある。

そのため、上記に記した上位計画及び関連計画との整合性を図り、本市の現状と課題を調査及び分析し、効果的な施策の展開を図るためプランを策定するものである。

2. 業務概要

(1)業務名

「（仮称）和泉市商工振興・来訪促進プラン」策定業務委託（以下、「本業務」という。）

(2)業務内容

別紙「（仮称）和泉市商工振興・来訪促進プラン」策定業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）
のとおり

(3)契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(4)履行場所

市が指定する場所

3. 契約の締結

(1)契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(2)契約締結予定時期

令和8年1月中旬

(3)契約金額

提案のあった見積書の金額(消費税及び地方消費税を含まない)の範囲内とする。

(4)支払方法

完了後一括払い

(5)契約保証金

和泉市財務規則の規定による。

4. 提案上限額(消費税及び地方消費税相当額を含まない)

10,900,000円

※本業務を履行するために必要となる全ての諸経費を含む。

※提案上限額は、本業務契約時の予定金額を示すものではない。

※提案額については、下記「12. 企画提案書等の内容(3)提案価格書」の内容を踏まえ【様式7号】提案価格書に記載すること。

※提案上限額を上回る場合は失格とする。

5. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、参加表明書提出時点において、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

②和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱に基づく指名停止措置又は指名回避措置を受けていないこと。

③大阪府において法令違反等を理由とした入札参加停止措置を受けていないこと。

④事業者、事業者の役員又は従業員(以下「事業者関係者」という。)が過去10年間に於いて、暴力団(暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)でなく、事業者関係者が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図り、自ら意図して交際したり、維持・運営に協力もしくは関与していないこと。

⑤暴力団員が経営する建設業者又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者及びこれらに準ずる者でないこと。

⑥民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしていないこと。

⑦会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の

申し立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件(以下「旧更正事件」という。))に係わる同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項及び第2項の規定による更正手続開始の申し立てを含む。以下「更正手続開始の申し立て」という。)をしている者又は申し立てをなされている者でないこと。

⑧国税の未納がないこと。また、本店、支店、営業所等が和泉市内に存する場合は、直近2年間の市税の未納がないこと。

⑨市における令和6・7年度入札参加資格審査を完了していること。なお、完了していない者は参加表明書を提出する際に以下の書類(証明書については、発行日より3か月以内のもの)を提出し、内容確認を受けること。

- ・印鑑登録証明証 ※写し可
- ・(法人の場合)商業登記簿謄本(登記事項証明書) ※写し可
- ・(法人の場合)決算報告書一式(貸借対照表及び損益計算書) ※写し可 直近1年分
- ・(個人の場合)確定申告書の青色申告決算書または収支内訳書等 ※写し可 直近1年分
- ・(法人の場合)国税の納税証明書「その3の3」 ※写し可 最新のもの
- ・(個人の場合)国税の納税証明書「その3の2」 ※写し可 最新のもの
- ・直近2年分の市税の納税証明書(和泉市内に本店、支店、営業所等が存する場合)
- ・委任状(登記事項以外の者(支店等)に本業務の権限を委任する場合)
- ・使用印鑑届
- ・暴力団排除に関する誓約書

⑩過去5年間で、国、地方公共団体と本業務と同種又は類似の業務の契約を1件以上締結し、誠実に履行した実績を有していること。

なお、同種とは商工振興分野、来訪促進分野、観光振興分野いずれかの計画、ビジョンまたはプランの策定に関する全ての業務を行ったことをさし、類似とは上記分野に関わらず、計画、ビジョンまたはプランの策定業務を行ったことをさす。

⑪和泉市で行う打合せに常時参加できる体制を取れる者であること。ただし、WEB会議での実施も可能とする。その際は、会議用URLを作成の上、市へ送付すること。

6. スケジュール(予定)

	実施内容	実施期間または期限
1	実施要領等関係図書の公表	令和7年11月12日(水)9時
2	参加表明書の提出期間	令和7年11月12日(水)9時 ～令和7年11月21日(金)17時

3	参加資格結果の通知	令和7年11月25日(火)
4	質疑書の提出期間	令和7年11月26日(水)9時 ～令和7年12月5日(金)17時
5	質疑に対する回答	令和7年12月10日(水)
6	企画提案書の提出期間	令和7年12月11日(木)9時 ～令和7年12月18日(木)17時
7	選定委員会(プレゼンテーション等)	令和7年12月26日(金)
8	選定結果通知・公表	令和8年1月6日(火)
9	契約締結協議	令和8年1月6日(火) ～令和8年1月16日(金)
10	契約締結	令和8年1月中旬

7. 実施要領等関係図書の公表

(1)資料の掲載:本市ホームページからダウンロードすること。

URL:[https://www.city.osaka-](https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/sangyoubu/sangyosinkositu/syoukoukanko/osirase/22686.html)

[izumi.lg.jp/kakukano/sangyoubu/sangyosinkositu/syoukoukanko/osirase/22686.html](https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/sangyoubu/sangyosinkositu/syoukoukanko/osirase/22686.html)

(2)掲載開始日時:令和7年11月12日(水)9時

(3)掲載資料

- ・「(仮称)和泉市商工振興・来訪促進プラン」策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領
- ・「(仮称)和泉市商工振興・来訪促進プラン」策定業務委託仕様書
- ・評価基準
- ・【様式1号】参加表明書
- ・【様式2-1号】参加条件確認書
- ・【様式2-2号】業務経歴書
- ・業務経歴を証明する書類(契約書の写し等)
- ・【様式3号】個人情報の保護に係る誓約書
- ・【様式4号】質疑書
- ・【様式5号】企画提案書届
- ・【様式6号】実施体制調書
- ・【様式7号】提案価格書
- ・【様式8号】評価基準表

- ・【様式9号】参加辞退届

8. 参加表明書等の提出、参加資格結果の通知

(1)提出書類

- ・【様式1号】参加表明書
- ・【様式 2-1 号】参加条件確認書
- ・【様式 2-2 号】業務経歴書
- ・【様式3号】個人情報の保護に係る誓約書
- ・前述「5. 参加資格要件⑨」に掲げる資料(和泉市における令和6・7年度入札参加資格審査を完了していない場合のみ)
- ・担当者名刺

(2)提出方法

直接持参又は書留(簡易書留も可)による郵送

※郵送の場合は必ず書留(簡易書留も可)とすること。

(3)提出場所

和泉市 環境産業部 産業振興室 商工来訪促進担当

住所:〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号 (和泉市役所3階2番窓口)

(4)提出期間

令和7年 11 月 12 日(水)9時から令和7年 11 月 21 日(金)17 時まで(必着)

※受付時間帯は、土日祝を除く9時から17時の間とする。

※提出後、本市あて「shoukan@city.osaka-izumi.lg.jp」に件名「【事業者名】和泉市商工振興・来訪促進プラン策定業務委託_参加申込」と記載し、事業者確認用の電子メール(以下、「確認用メール」という。)を送信すること。以降、確認用メールアドレス宛に市から各種通知等の電子メールを送信する。

(5)参加資格結果の通知

提出された参加表明書・参加条件確認書を本市が審査し、メールにて参加資格の有無について通知する。

通知予定日:令和7年 11 月 25 日(火)

なお、電子メール受信後は直ちに受信確認として返信すること。

9. 質疑書の提出

(1)提出資料

【様式4号】質疑書 質疑が無い場合でも「質疑なし」の旨を記載し、提出すること。

(2)提出方法

電子メール(必ず確認用メールアドレスから送信すること)

※件名は「【事業者名】和泉市商工振興・来訪促進プラン策定業務委託 質疑」として送信すること。

なお、添付ファイルの受信制限容量は 10MB までであるため、必要に応じてオンラインストレージサービス等を利用すること。

(3)提出先

和泉市 環境産業部 産業振興室 商工来訪促進担当

メール:shoukan@city.osaka-izumi.lg.jp

(4)提出期間

令和7年 11 月 26 日(水)9時から令和7年 12 月 5 日(金)17 時まで(必着)

(5)質疑の回答方法

参加資格を有する全事業者に対して確認用メールアドレス宛に電子メールにて回答する。

回答予定日:令和7年 12 月 10 日(水)

なお、質問内容が重複していると本市が判断したものについては、整理した上で一括して回答する。また、意見表明等本件趣旨からかけ離れたものについては、回答しない。

電子メール受信後は、直ちに受信確認として返信すること。

※なお、市が必要と認めた場合には、市が質疑を追加することがある。

10. 企画提案書等の提出

(1)提出資料及び提出部数

提出資料	提出部数
【様式5号】企画提案書届	正本1部
【任意様式】企画提案書	正本1部 副本7部
【様式6号】実施体制調書	
【様式6号】に記載した資格を有することの証明(写し)(該当する場合のみ)	
【様式7号】提案価格書	
【任意様式】内訳書(見積書)	
【様式8号】評価基準表	

※正本には、事業所名、所在地、代表者名を記載すること。また、本市契約検査室に登録している登録印又は「5.参加資格要件⑨」の使用印鑑届の使用印を押印すること。

※副本には審査における公平性を担保するため、社名等(屋号、事業者名及びこれに類する者を含

む)のロゴマークや名称等を記入せずに作成すること。

※【様式7号】提案価格書は、独自提案も含めた金額で作成すること。

(2)提出方法

直接持参又は書留(簡易書留も可)による郵送

※郵送の場合は書留(簡易書留も可)とする。

※提出後、本市あて「shoukan@city.osaka-izumi.lg.jp」に件名「【事業者名】「(仮称)和泉市商工振興・来訪促進プラン」策定業務委託_企画提案書」と記載し、電子データ(副本)を送信すること。なお、企画提案書は PDF 形式で送信すること。添付ファイルの受信制限容量は 10MB までであるため、必要に応じてオンラインストレージサービス等を利用すること。

(3)提出先

和泉市 環境産業部 産業振興室 商工来訪促進担当

住所:〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号(和泉市役所3階2番窓口)

(4)提出期間

令和7年12月11日(木)9時から令和7年12月18日(木)17時まで(必着)

11. 企画提案書等の内容

(1)企画提案書

次に定める項目順で、任意様式により提出すること。

①会社概要

・会社情報、過去5年間における本業務と同種又は類似の業務実績

②実施体制

・人員の体制及び担当スタッフの実務経験や有する資格について

③基本方針

・仕様書に掲げる目的を達成できる和泉市来訪促進プランに関する考え方

④業務行程

・業務実施計画に関すること

・受託者と市の役割分担に関すること

⑤実態把握のための調査・分析に関すること

・仕様書4.業務内容(1)～(3)に記載の調査・分析に関すること

⑥施策に関すること

・仕様書4.業務内容(4)～(8)に記載の施策に関すること

⑦上記①～⑥について、本市にとって有益な提案に関すること

(2)企画提案書作成にあたっての留意事項

企画提案書は、A4版縦、横書き、文字サイズは 10.5 ポイント以上、左綴じの印刷物で、片面換算で20ページ以内(両面印刷でも可。表紙、目次、中表紙を除く)とする。ただし、必要に応じてA4版横又はA3版横としても差し支えないが、A3版のページはA4版2ページ相当分と数える。

(3)提案価格書

【様式7号】提案価格書により、仕様書の内容を踏まえて作成すること。

①それぞれ消費税及び地方消費税を含まない価格とし、前述の「4. 提案上限額」以内の金額とすること。提案価格が提案上限額を上回る場合は失格とする。

②参考資料として提案価格書の詳細がわかる内訳書(見積書)(任意様式)も併せて提出すること。内訳書の項目は以下を基本とし、提案事項がある場合等、必要に応じて項目を追加して差し支えない。ただし、発生しない費用がある場合は0円と記入すること。

・商工振興・来訪促進プラン作成業務

内訳:企画費、作成費

③本業務については、優先交渉権者選定後、優先交渉権者と業務の詳細を協議したあと、最終契約価格を決定し、業務委託契約を締結する。

(4)評価表

【様式8号】評価表において、各評価項目に該当する企画提案書の頁数を、「提案書等該当ページ」の欄に記入の上で、提出すること。

1 2. 提出書類の取扱い

①提出された全ての書類は返却しない。

②提出後の差し替え、修正、加筆等は認めない。ただし、市から要請した事項についてはこの限りでない。

③提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルにかかる審査以外には利用しない。

④市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

⑤企画提案書の提出は1事業者につき1案とする。

1 3. 選定委員会

(1)選定委員会(プレゼンテーション・ヒアリング審査)

①概要

開催日 令和7年12月26日(金)

※開催時間や場所等の詳細は電子メールで個別に通知する。

通知予定日 令和7年12月19日(金)

通知にかかる電子メールを受信した際は、受信確認として直ちに受信確認メールを返信する

こと。

※プレゼンテーションに参加できない場合は、原則、本プロポーザルの参加資格は無効とする。

②実施内容

プレゼンテーションは事前に提出された企画提案書等に沿って提案し、企画提案書等に記載のない新たな提案を追加することはできないものとする。

また、1事業者あたり 50 分(準備5分、プレゼンテーション 20 分、質疑応答 20 分、片付け5分)とし、下記の内容を実施すること。

③参加人員

参加人員は3名までとし、受託者のみ参加可能とする。なお、本業務における主要な担当者及び業務責任者は必ず出席すること。

④評価基準

「評価基準」のとおり

※価格評価点を除いた評価項目点の合計が6割未満の場合は失格とする。

⑤留意事項

- ・プレゼンテーションの際は、会社名は名乗らず、会社名を特定できるようなもの(名札やバッジなど)は身に着けてはならない。
- ・プレゼンテーションは、「11. 企画提案書等の提出(1)」における提出資料に基づいて行うこと。
- ・選定委員会実施中において、他の参加事業者の情報は一切提供しない。
- ・プレゼンテーション及び質疑応答による審査時は、記録用として録音する。
- ・会場内での発言については、提案書と同等の取り扱いとする。
- ・スクリーン、プロジェクター、電源は市が用意するが、パソコン(HDMI ケーブルを接続可能なもの)等のその他の必要な機器は参加事業者で用意すること。
- ・優先交渉権者となった場合は、議事録を速やかに提出することとし、市の承認を受けること。
優先交渉権者との交渉が不調となった場合は、次点交渉権者が議事録を提出し、市の承認を受けること。

(2)選定結果の通知

優先交渉権者の選定後、提案者全員に対して文書により通知する。

通知予定日 令和 8 年1月 6 日(火)

なお、選定されなかった業者は、通知日の翌日から起算して7日以内に、書面を持参又は郵送により、選定されなかった理由について求めることができ、回答は書面により行う。

1 4. 選定方法及び評価基準

選考は、1 次選定、2 次選定の 2 段階審査方式により行う。

(1)1 次選定

第 1 次選定は、参加表明書等で提出のあった業務経歴で行い、評価基準表に記載の業務実績の点数の上位 5 者を選考する。なお、点数が同点の場合は同種の実績が多い順に 5 者とし、結果は参加結果通知にて行う。ただし、参加表明者が 5 社以内の場合は 1 次選定を省略し、2 次選定のみ実施する。1 次選定の結果については参加資格結果通知と併せて通知する。

(2)2 次選定

あらかじめ公表した評価基準に基づき、選定委員会が次のとおり選定する。

- ①委託事業者は公募型プロポーザル方式により選定する。
- ②選定委員会が評価基準に基づき、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリング等審査を行う。
- ③選定委員 1 人あたり100点満点とし、全委員を合計した評価項目点(500点満点)と価格評価点(200点満点)の合計を総合得点とする。
- ④選定の結果、価格評価点を除いた評価項目点の合計が6割以上かつ総合得点が最も高い者が優先交渉権を得るものとし、随意契約の交渉を行う。ただし、交渉の段階で不調に帰した場合は、次に総合得点が高い次点交渉権者と交渉を行う。
- ⑤総合得点が同点の場合は、価格評価点を除いた評価項目点の合計が高い方を優先交渉権者とする。価格評価点を除いた評価項目点の合計も同点の場合においては、「企画内容」の点数が高い方を選定する。「企画内容」の点数も同点の場合においては、提案価格が安価な者を優先交渉権者として決定する。
- ⑥企画提案者が1者のみの場合であっても選定を実施し、価格評価点を除いた評価項目点の合計が6割を上回る場合、優先交渉権者として選定の上、本業務契約締結に向けた交渉を行う。
- ⑦応募者がなかった場合は、一旦本プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。
- ⑧審査の評価、採点に関する疑義は一切認めないものとする。
- ⑨選定結果は参加者全てに通知し、和泉市ホームページに掲載する。

(2)選定結果の公表

優先交渉権者の選定後、下記の内容を本市ホームページで公表する。

- ①優先交渉権者の名称及び総合得点
- ②全参加者の名称(辞退、失格等含む申し込み順)
- ③全提案者の名称(申込順)
- ④全提案者の総合得点(得点順)
- ⑤全提案者の採点項目ごとの各委員の点数
- ⑥優先交渉権者の選定理由(講評ポイント)

⑦選定委員会委員の所属及び氏名

※選定されなかった者の社会的地位及び競争上の地位に配慮するため、③と④、③と⑤の対応関係は明らかにしない。

※提案者が2者の場合は、優先交渉権者の得点は公表するが、残りの1者の得点は公表しない。

※⑤と⑦において、各委員の点数と委員名の対応関係は明らかにしない。

15. 選定後の流れ

選定結果により、優先交渉権者に選定された事業者は、仕様書及び企画提案書等に基づいて、本業務について速やかに和泉市担当者と交渉を開始する。交渉過程で、業務の遂行が困難であることが判明した場合や企画提案書の内容について実現できないと判明した場合、和泉市は優先交渉権者との交渉を打ち切り、次点交渉権者との交渉を開始する。なお、和泉市担当者との契約交渉中又は本業務の履行中に事業者が提案してきた内容よりも、より適した案が浮上した場合は、企画提案書等の内容にその案を加味し微調整を加えながら本業務を実施する場合がある。

16. 失格事項

参加表明者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1)提案すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合、提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2)実施要領に定める事項に違反した場合
- (3)参加表明書の受付日から契約締結日まで、参加資格要件を欠く事由が発生した場合
- (4)公正な選定を阻害する事由が発生したと市が判断した場合
- (5)提案価格が提案上限額を上回る場合
- (6)実施要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
- (7)期限内に企画提案書等の提出ができない場合

※公共交通機関等の運転見合わせ、大幅な遅延等により決められた期限内で対応できない場合の取扱は、事前に連絡があった場合に限り個別に対応する。

- (8)選定委員会に無断で欠席した場合
- (9)市の指示に従わないとき

17. 留意事項

- (1)手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2)書類作成及び提出にかかる費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止等することが

ある。なお、この場合において本選定委員会参加に要した費用を和泉市に請求することはできない。

- (3)参加表明書提出後に辞退する場合は、プレゼンテーションの前日までに【様式9号】参加辞退届を提出すること。
- (4)申請者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5)参加表明事業者等が連合し、又は不穏な行動をなす場合において、選定を公平に執行することができない場合には、選定の執行中止、又は延期する場合がある。
- (6)提案書に記載した内容は、責任をもって確実に追加費用なく履行すること。また、履行状況については、事業実施中及び事業完了時に委託者受託者間で確認するものとする。
- (7)企画提案書等の著作権は、企画提案書等を作成した者に帰属する。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (8)市が提示する資料は参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、市の下承を得ることなく第三者に対して内容を提示することや使用させることを禁止する。
- (9)提案内容が達成されない場合は、聞き取りのうえ契約不履行とする場合がある。
- (10)本プロポーザルに関する情報公開請求があった場合は、和泉市情報公開条例（平成10年和泉市条例第32号）に基づき、提出書類等を公開する場合がある。なお、提案者における競争上の地位及び利害を害すると認められる情報については、非公開となる場合があるため、該当すると考えられる部分については、予め文書により申し出ること。
- (11)審査結果にかかる異議等は一切認めない。

18. 問合せ先

和泉市 環境産業部 産業振興室 商工来訪促進担当 商工来訪促進グループ

住所 和泉市府中町二丁目7番5号（和泉市役所3階2番窓口）

Eメール shoukan@city.osaka-izumi.lg.jp

電話 0725-99-8123